

## 2006年度学習院大学史学会総会

### 第22回学習院大学史学会大会

期日：2006年6月17日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

#### ●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

#### ・研究報告

第1部 11:00～12:00

##### 【第1会議室】

「皇族と政治—昭和戦前期の皇族擁立運動の構造について」

学習院大学大学院博士後期課程 濱田 英毅氏

##### 【第3会議室】

「漢長安城の禁中—その構成と位置の検討」

学習院大学大学院博士後期課程 青木 俊介氏

第2部 13:00～14:00

##### 【第1会議室】

「ヴィクトル・ユゴアの政治・社会思想：

ユゴア “les Etats-Unis d’Europe” 構想を通しての考察」

学習院大学大学院博士後期課程 館野 直子氏

##### 【第3会議室】

「交通碑刻からみた後漢時代の中国西南—「何君閣動摩崖」の再発見をふまえて」

学習院大学大学院博士後期課程 放生 育王氏

第3部 14:00～15:00

##### 【第1会議室】

「近世スペイン史研究におけるペドロ・デ・バレンシアの献策書『スペインのモリスコについて』の史料的价值について」

学習院大学大学院博士後期課程 三瀨 みづほ氏

【第3会議室】

「中世後期における聖護院門跡の山伏編制—古文書学的観点から見た構造変容—」

学習院大学大学院博士後期課程 近藤 祐介氏

・講演 【小講堂】

15:30～16:30

「室町幕府の成立」

学習院大学文学部史学科教授 家永 遵嗣氏

16:45～17:45

「中国における皇帝権力の実態再考—北宋の徽宗朝政治を中心に—」

学習院大学非常勤講師 王 瑞来氏

・懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「皇族と政治—昭和戦前期の皇族擁立運動の構造について」

濱田 英毅氏

皇族が尊重されるのは、天皇と近親関係にあり、天皇の名代となりうる尊厳を有するからである。そのため天皇の名代として、皇族も天皇が立憲君主であるのと同様の立場を求められていく。そして、政治に関与せず、基本的に軍務に専念するという皇族の不文律ともいべき慣例が作られていった。それにも係わらず、昭和初期に皇族が擁立されていった背景には、元老に代わりうる権威が損失していたという政治構造上の問題と、ソ連の台頭とそれに伴う思想悪化、そして満蒙問題解決のために軍部に強力な凝集力が求められていたという政治状況があった。その対応策として、皇族は注目されていったのである。

擁立する側の意図は大まかに象徴的皇族擁立論・政略的皇族擁立論の二つに区分することができる。つまり、皇族の尊厳を重視し、象徴として上に立ってもらおうとしていたのか、それとも皇族の尊厳を重視するだけでなく、皇族の政治行動に期待する擁立運動だったのか、という違いである。象徴的皇族擁立論は、皇族に政治行動を強いるものではなく——責任問題となり皇室に累の及ぶ可能性が全くないとはいえないが——皇族の不文律と十分両立可能な論である。一方で、政略的皇族擁立論は政治不関与という皇族の不文律に全く反する擁立である。皇族擁立事例を検討すると、政略的な意図を含む擁立がそのほとんどであり、それは、天皇への上奏を期待したものであることが分かる。

また、そのような周辺環境の変化と共に、皇族自身の政治に対する態度にも変化が起きてくる。しかしそれと相反して、天皇は皇族の政治関与に警戒感を強めていった。皇族擁立の理由は天皇との親近感にあり、それ故天皇への上奏を見込んだのであるが、この天皇との意見疎隔は皇族の政治行動にとって致命的であった。

## 「漢長安城の禁中—その構成と位置の検討」

青木 俊介氏

漢代の政治は宮殿内の禁門を境として、内朝（中朝）と外朝とに分化した。禁門内側の禁中は本来、皇帝の生活空間であり、官僚のトップである公卿さえも自由に入ることはできなかった。内朝官は禁中に入出入する資格を付与され、皇帝の側近に侍ることで、公卿を始めとする一般官僚、外朝官に優越したのである。

禁中が漢代の政治・官僚制度にとって重要な空間であったのは明白だが、専論は皆無であり、禁中がどこに存在したかも判然としない。ただ専論ではないが、禁中を論じたものに、米田健志氏の「前漢後期における中朝と尚書—皇帝の日常政務との関連から—」（『東洋史研究』64-2、2005年）と、井上雅裕氏の「前漢中期における国家構造—皇帝と内朝との関係について—」（『仏教大学大学院研究紀要』5、1977年）がある。

米田氏は、禁中が皇帝の私的な生活空間であったことを改めて論証し、本来的に禁中は宮殿内の一区画であると指摘した。しかし、禁中の具体的な構成や位置には触れていない。

井上氏は長安城未央宮の禁中を、正殿である前殿に比定とした。未央宮における禁中の領域について具体的に述べた唯一の論説であるが、史料の根拠に難があり、また皇帝の私的空間である禁中と、国家の公的空間である前殿とは性格が大きく異なるなど再検討を要するのである。

そこでまずは未央宮における禁中の構成を解明するため、文献史料から得られた未央宮の諸施設をのうち、禁中に属するもの抽出した。これによって、禁中がいかなる施設によって構成されていたかが明らかとなった。

文献史料によって得られた禁中諸施設と、未央宮の考古発掘報告とを照合した結果、多くの施設が前殿北側の一区画に集中するということが判明した。つまり、未央宮の禁中は前殿北側に位置したということになる。中国では「前朝後寝」を理想的な宮殿配置とするが、漢長安城未央宮もまた、その理想形にかなったものといえる。

「ヴィクトル・ユゴーの政治・社会思想：

ユゴー “les Etats-Unis d’Europe” 構想を通しての考察」

舘野 直子氏

本報告は、ヴィクトル・ユゴー (Victor Hugo 1802-1885) が演説や作品においてたびたび表明していた “les ?tats-Unis d’ Europe?” 「ヨーロッパ合衆国」構想について考察するものである。また本報告では、特にユゴーの「ドイツ観」に焦点をあてながら、この構想の萌芽や契機となる言説を分析する。

ユゴーは当時のフランス内外の抱える問題に高い関心を持ち、文筆活動や政治活動を通してその改善に尽力した。その広範な関心や活動範囲の故に、ユゴーについての研究の多岐に渡っているが、近年新たな段階を迎えている「ヨーロッパ統合」問題の影響で1990年代より着目されているのが、ユゴーの「ヨーロッパ合衆国」構想である。

ユゴーの対ドイツ観、ヨーロッパ観がよく表れている文学作品『ライン河 Le Rhin』(1842) の結論においてユゴーは、フランスと、当時東方問題で関係が悪化していたドイツとの連合を中心とした「中央ヨーロッパ」を提唱しているが、それが後の「ヨーロッパ合衆国」の原型となっていることが分かる。それは政治的・軍事的な連合という意味だけでなく、人々の関心や思想の交換による「思想的なヨーロッパの連合」の意味も含んでいた。そして1849年、パリ国際平和会議の開会の辞において、貧困の根絶と武力によらない平和的な解決を目的とした、アメリカ合衆国と並ぶ「ヨーロッパ合衆国」の表明に至る。

しかしこの構想は、ドイツとの関係悪化を中心とする国内外の情勢の悪化や、ユゴーの中で顕著になっていった「文明化の使命」などさまざまな要素が絡み合い、1870年の独仏戦争後には大きな転換を余儀なくされることになる。

ユゴーのこの構想は現在に至るヨーロッパ統合の歴史に位置づけるならば、あくまで理念レベルのヨーロッパ統合であったといえる。しかしながら、20世紀、特に第二次世界大戦後のヨーロッパ統合の鍵を握っていたドイツとの関係に早くから着目していたことなどが、近年再び着目を浴びることになった所以なのではないだろうか。

「交通碑刻からみた後漢時代の中国西南—「何君閣動摩崖」の再発見をふまえて」

放生 育王氏

本報告は、中国西南地域（巴蜀地域）に存在する後漢時代の交通碑刻が、いわゆる「西南シルクロード」と関係するのではなく、在地豪族の地域特有な要望と関係することを明示するものである。交通と豪族の関係について、新たな視点を示したい。

雅安市文物管理所の李炳中氏らが公表した、「四川?経發現東漢《何君尊?閣刻石》」（『中国文物報』二〇〇四年四月二三日）によると、二〇〇四年、四川省?経県城西約一四キロに位置する烈士郷馮家村鑽山洞の?河南岸峭壁上で、「何君閣道磨崖」が再発見された。この再発見は、たとえば、同じく、雅安市文物管理所の高俊剛氏が発表した、「《何君尊?閣刻石》考釈—兼論西南絲路?牛道?経段路線走向」（『四川文物』二〇〇五年第一期）にあるように、「西南シルクロード」、とくに、?牛道の位置にかんして、議論を提起している。

しかし、「西南シルクロード」は、実際のところ、現在の学者が推定・命名したものであり、交通碑刻と「西南シルクロード」は切り離して考えるべきではないだろうか。当時の人々（多くの場合、豪族）は、「西南シルクロード」の順調な開通を記録・顕彰するために、交通碑刻を作ったわけではないだろう。思うに、本来、時期・規模・工員の徭役形態などを通して、国家的事業であるのか、それとも、地域的事業であるのか、を検討すべきである。

研究方法は、以下の手順をとる。まず、劉昭瑞氏の『漢魏石刻文字?年』（新文豊出版公司二〇〇一年）、葉程義氏の『漢魏石刻文學考釋』（新文豊出版公司一九九七年）など、最新の著録資料によって、中国西南地域の交通碑刻を収集し、時期・規模・工員の徭役形態・摩崖作成者などの一覧を作成する。つぎに、秦漢の徭役形態にかんする先行研究などを援用して、さきに作成した一覧を分析する。また、摩崖作成者が、郡縣の掾史であることを確認する。とくに三つ目の作業からは、増淵龍夫氏の「所謂東洋的専制主義と共同体」（『一橋論叢』四七-三 一九六二年、のち、『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店 一九九六年所収）が指摘した、碑陰（碑の裏面）の立碑者が多数の豪族によって占められ、しかも同一の豪姓から多数の掾史を出しているという発見をふまえることによって、摩崖作成者＝郡縣の掾史＝在地豪族であることを指摘することができる。こうした結果、交通整備が在地豪族の地域特有な要望と関係することを明示できるだろう。

「近世スペイン史研究におけるペドロ・デ・バレンシアの献策書『スペインのモリスコについて』の史料的价值について」

三瀧 みづほ氏

十六世紀から十七世紀初期はヨーロッパにおける主権国家形成の時期であった。スペイン帝国でもカトリック信仰を柱にした国家統合が進められ、そのなかでイスラーム系住民モリスコ(正確にはスペインにおいてイスラーム教からキリスト教に改宗した人々)の追放案が浮上していた。

本報告では、モリスコを国家の民として組み込むことを国王フェリーペ三世に進言した献策書『スペインのモリスコについて』(一六〇六年)に注目、その史料的价值を検討した。

ペドロ・デ・バレンシアは、当時著名な知識人であり、人文主義者として古代ギリシア・ローマの哲学に精通し、国家政治と市民について関心があった人物である。また、主権や国家の利益に関わる議論について、マキャベリやボダンの思想が当時のスペインには流入してきていた。まさに国家政治と宗教というテーマが見直されようとしていた思想的潮流のなかにペドロはいたと考えられる。<br>

『スペインのモリスコについて』の思考をたどる価値は、これまで先行研究が行ってきた親モリスコ、反モリスコといった視点を超えて、国家の構造全体に関わるような広い枠組みで捉えられるところにある。このことを踏まえ、人種、出自、宗教において異質であるがゆえに近世スペイン社会の住民統治の枠外の集団であったモリスコを「市民(ciudadano)」化するというペドロの提案が、主権国家の形成という文脈の中でどのような位置を占めていたと考えられるのか、考察を試みた。

『スペインのモリスコについて』からは、モリスコの持つイスラームという宗教性を嫌悪し彼ら自身を排除するのではなく、矯正し得る要素とみて根気強く耐えながら正しい方に導く、というペドロの論理が窺えた。後のロックの時代の「宗教的寛容」の萌芽となるような考えがみられる。

そして、ここでは人間の集団をつなぐものは宗教的共同体ではなく「国家」になりつつある。モリスコの持つ宗教性の差異の問題よりも、国益となる性質の方を重視して「市民」化をはかる、一種ポリテューク的な考え方もみてとれる。宗教、文化、血といった人間のもつ各要素が、国家統合に包みこまれる様相を呈しているのである。『スペインのモリスコについて』はまさにその狭間における過渡期的段階を示しているものであり、近世スペインのなかで近代国家の卵となるものが生まれつつあるときに生じた葛藤が如実に読み取れるところにその史料的价值があると考えられる。

「中世後期における聖護院門跡の山伏編制—古文書学的観点から見た構造変容—」

近藤 祐介氏

天台宗寺門派の聖護院門跡を頂点とした修験道教団である修験道本山派は、聖護院門跡が15世紀初頭から熊野三山検校職を独占的に継承し、在地山伏に対する熊野先達職安堵状などといった諸種の文書の発給を通じてこれを編制することによって成立したとされる。

しかし、これまでの研究では聖護院門跡と在地山伏・熊野との関係に議論が集中する傾向があり、中央組織（聖護院門跡、院家、坊官など）のあり方には十分に目が向けられてはこなかった。中でも、聖護院門跡の下で熊野三山奉行として活動していた院家である乗々院と聖護院門跡の関係は本山派編制に関わる重大な問題を孕んでいると考えられる。

そこで本報告ではまず、聖護院門跡や乗々院などが発給した文書を蒐集し文書様式の上からこれを分類・分析し、その時期的変遷を検討する。その上で15世紀までの組織構造のあり方を具体的に検討し、16世紀以降に起こる組織構造の変容の実態とその歴史的意義を追究する。

まず第1章では聖護院門跡や乗々院が東国（関東・東北）の在地山伏に発給した文書を蒐集し、文書様式やその特徴についてまとめる。これまで、こうした文書の様式について直接的に言及した研究はなく、この点について古文書学の成果に学びつつ、文書名を付し分類・類型化するという基礎的作業を行う。次に第2章では前章での考察結果を踏まえて、15世紀までの聖護院門跡の山伏編制構造と、そこにおける乗々院の役割・機能について具体的に検討し、山伏編制における乗々院の重要性について論じる。第3章では、第1章で検討した文書様式の変化から看取された山伏編制構造の変容について、その具体的様相と背景を考察する。戦国期における聖護院門跡の山伏編制を、単に室町期までの編制状況の拡大・発展として考えるのではなく、乗々院との対立を経て生み出された新たな組織構造による活動と捉え、そうした新たな組織構造が近世へと連続する本山派組織の基礎を形成した事を論じる。



## ●講演要旨：

「室町幕府の成立」

家永 遵嗣氏

足利尊氏は建武三〔一三三六〕年二月十五日から「将軍家の仰せにより」という書止め文言を付す御教書を発給し、自らが「将軍家」であることを天下にアピールし始めた。これは、幕府設立を「はじめて天下に公表した」とされる同年十一月の「建武式目」よりも早い。すべての官職を剥奪されている状態だから「将軍家」とはあくまでも自称である。

この直前、尊氏らは播磨室津で軍議を行い、山陽道諸国に守護を配置した。守護を宛所とする遵行命令は三月末から現れ、その様相は室町幕府と守護との連携の通例に一致する。「将軍家」自称は、いったん廃絶された鎌倉幕府法の再起動と深い関係にあったらしい。

幕府法は将軍と御家人との間においてのみ機能する。ゆえに、将軍なしには法もなく、裁判機関も存立しえない。尊氏は「将軍家」を自称することにより、法の措定者としての立場を明示し、法の存立を保障したのである。諸国武士が尊氏の側に結集する動きを眺めると、法により保障される身分的特権こそが彼らを動かした要因であったとも考えられる。

いわゆる「特別訴訟手続」の広範な適用も同時に始まる。特別訴訟手続とは、裁判所が原告の提示した訴状と証文とを正当と認めると、直ちにその権益の実現を命じるものである。被告を召還しない「欠席裁判」であるから、判決の履行を強制する「使節遵行」が不可欠となる。鎌倉幕府は限定された事案に限ってこれを行い、使節遵行の常設機関は持たない。建武政権は国衙〔国司・守護〕に使節遵行を担当させるが、原則として欠席裁判は行わない。尊氏の「将軍家」自称と同時に、欠席裁判を行う幕府と使節遵行の常設機関としての守護とが連携して起動し、「幕府・守護体制」の基本骨格となる。中世的な国家権力とは裁判権を指すが、裁判権力が社会とどのように接触するのか、そのコンセプトは一樣ではない。室町幕府のキー・コンセプトは室津の軍議によって編み出されたのである。

紀元前221年、秦の始皇帝は中央集権的統一国家を樹立すると同時に、皇帝制度をも創設した。以後二千年間、中国史上における中央政治形態は日本の学者に「君主独裁」、中国の学者に「君主専制」とそれぞれ称されている。しかしこのような通説には更なる検討を要する点が少なくない。

確かに制度上の規定だけを見れば、皇帝権力は最高至上であった。その権力構造はピラミット型で表現され、皇帝は何の制約も受けずにその頂上に置かれていた。ところが、政治運営の実態から考察すると、相互に制約しつつ支持し合うアーチ型で皇帝とその権力構造を譬える方が、より適切であると思われる。アーチ型構造は皇帝権力が国家権力システムの一部であると同時に、多方面からの制約を受けていることを表す。皇帝は一人の人間として、その私的な一面を有するが、従来の政治倫理は皇帝の私的な一面を強く排斥し、いわゆる「天子無私」とした。皇帝の結婚・離婚、ひいては親族の世話などのプライベートが官僚士大夫から王朝利益の名義で干渉された。華麗な宮殿と繁雑な制度規定は皇帝にとって、ともに有形・無形の牢獄である。頭上の天、逝去した祖宗、儒教經典の戒告、これらがすべて皇帝権力の暴走を制約する荒縄となった。つまり皇帝は公的イメージ、皇帝権力は公権力の枠に押し込められた。

しかし、皇帝の身分には建国皇帝の実権をもつ行政長官から後世皇帝の主に象徴的意義を持つ国家元首へという転換過程がある。皇帝権力も至上の実質的な行政権から至上の象徴的な許可権へと転化していった。皇位の世襲制と政治体制の完備は皇帝権力が象徴化に向かった主な要因である。このプロセスで皇帝権力は巨大な権威に転化した。皇帝の巨大な権威は政治運営の中で宰相をはじめとする執政集団に利用され、派閥闘争のなかで異なる利益集団に利用された。北宋蔡京のような権臣の専権や、皇后あるいは皇太后および宦官による権力行使もそれを物語っている。ところが、史上の頻繁な王朝交替による政治過程の「先祖返り」が皇帝権力の徹底的な象徴化の実現を妨げた。また民族排斥や「戊戌変法」の失敗などの歴史的な偶然も重なり、結果的に中国は立憲君主制にならなかったのである。